

事後審査に係る書類の提出について(条件付き一般競争入札)

条件付き一般競争入札における事後審査に係る書類の提出について、以下のとおり変更することといたしました。対象となる業者様におかれましては、ご協力をお願いいたします。

【対象案件】

条件付き一般競争入札において、入札条件及び応札物品について、審査を必要とするもの

【実施日】

令和3年1月4日公告分から

【現行からの変更点】

	変更① 【入札予定物品申請書について】	変更② 【商品のカタログ、入札条件確認資料等】
現行	参考商品を提示した場合又は別カタログの同一商品で応札する場合は、提出を要する	応札者全員が、 <u>入札書提出前までに提出</u>
1月4日 公告分から	全ての案件で、提出は不要とする	開札後、 <u>落札候補者の通知を受けた者のみ</u> 、別途指定する期限までに提出

- ① 入札予定物品申請書を廃止し、「内訳書」にて応札物品の審査を行います。
- ② 開札後、必要に応じて、落札候補者の通知及び事後審査に係る必要書類の提出依頼を電話で行います。通知を受けた方は、別途指定する期限までに提出してください。

※ 落札候補者の通知は、電子入札システムから通知される「保留通知書」ではありません。
(保留通知書は、応札者全員に送付されます。)

※ 落札候補者の通知及び事後審査に係る必要書類の提出依頼は、開札後、概ね1時間以内に行います。